

リューメリンの「過剰人口問題」について

三國技官

(14) 昭和二五年までの推計人口の分析

上田技官

同 五月七日

アメリカ國家資源委員會編「人口問題」に

ついて

同 五月二十一日

出生調節に関する調査報告

篠崎技官

同 五月二十九日

我國近世の産児制限問題について

關山嘱託

同 六月一四日

システムディの人口論

林 嘱託

同 六月二〇日

アメリカに於ける都市化について

中島技官

同 七月四日

アメリカ人口問題の一斷面

島村技官

同 八月一日

第三次育児費調査(中間報告)

島村技官

同 七月一八日

アメリカ人口問題の一断面(つづき)

島村技官

人口問題研究資料の作成

昨昭和二十一年下半期以降に作成された謄寫印刷による人口問題研究資料の目録を掲ぐれば左の如くである。(数字は資料番号を示す)

題 目 執筆者

一、 調査の目的

(12) カール・サックスによる世界

人口問題に関する概論 篠崎技官

(13) 過剩人口理論の史的展望、その

一一システムディの人口論 林 嘱託

て早急な対策を樹立する必要がある。然るに我が國には今日までこの問題に關する基礎資料について見るべきものが皆無の状態であるので本調査を実施して総合的な且つ精密な資料を作成しようとするものである。

(16) 産児制限問題の人口理論的考察

本多技官

(17) 産児制限の基礎的理論(新マルサス主義の概観)

島村技官

避妊實態調査の施行

産児制限問題の現下の我が國人口問題に於ける重要性と、特に信頼すべきとの種資料の我が國に於いて皆無

なる實情に鑑み、本研究所に於いては大規模なる避妊實態調査を企畫し、我が國に於けるその實態を社會各層にわたつて各種の觀點より調査することとなつた。その調査要綱は左に掲ぐるが如くで、その第一回は昭和二十二年一月、東大醫學部職員、厚生本省職員、東京都廳職員、並に若干の工場労働者について施行、つゞいて第二回は四月、内務、商工、農林、運輸等の各省について施行した。なお今後も更に社會各層にわたつて引きつづき施行される筈である。

産児制限に関する調査要綱

二、 調査の方法

配票調査と臨地調査の二種の方法に依り行ふ。

配票調査は次に擧げる調査對象者に調査票を配布し次項の如き調査事項について記入せしめる。

臨地調査は國民學校兒童について身體調査及び智能

調査を行ひ且つその兩親についても配票調査を行ふ。

三、 調査の對象

全國の產院入院中の產婦 二〇、〇〇〇名

官公職員 五、〇〇〇名

工場労働者 二五、〇〇〇名

農 民 三〇、〇〇〇名

その他一般人 二〇、〇〇〇名

國民學校兒童 二〇、〇〇〇名

五、 調査の事項

(一) 配票調査

I 夫妻に關する調査事項

1 現住所
2 生年月日

3 夫の職業及び職務上の地位
4 妻の職業

産児制限の普及と實行とは好むと好まざると拘

らず今後の必然的な勢ひと思はれるがこれにより

人口の量及び質の上に著しい影響が及ぶものと思

はれるので産児制限の可否乃至はその指導につい

7 初婚及び再婚の別

避妊調査票

厚生省 人口問題研究所
昭和22年7月10日現在調

1 生年 日	夫 妻	年 月 日 生			4 教育 程度	小学校		中等学校		専門学校以上	
		年 月 日 生				夫	卒修	卒修	卒修	卒修	
2 実際に結婚した毎月日	年 月 日					妻	卒修	卒修	卒修		
3 別居						夫	一ヶ月の 実収入			夫	
	現住						妻	6 (農業者) (耕作及副業)			妻
7 出産回数	8 微細	9 出産年月日	10 生産死	死産	人工流産	生後死亡	11 生じた年月日	12 実際避妊していた期間	13		
第一子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	年 月 日	現在妊娠回数		
第二子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第一子生後年 月 日	第一子生後年 月 日		
第三子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第二子生後年 月 日	第二子生後年 月 日		
第四子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第三子生後年 月 日	第三子生後年 月 日		
第五子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第四子生後年 月 日	第四子生後年 月 日		
第六子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第五子生後年 月 日	第五子生後年 月 日		
第七子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第六子生後年 月 日	第六子生後年 月 日		
第八子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第七子生後年 月 日	第七子生後年 月 日		
第九子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第八子生後年 月 日	第八子生後年 月 日		
第十子	男女	年 月 日	生産	死産	人工流産	生後死亡	年 月 日	第九子生後年 月 日	第九子生後年 月 日		
○ 避妊を実行している者の記入する欄											○ 避妊を全然実行しなかつた者の記入する欄
向 向 避 妊 を 実 行 し た か ま た こ と い る か	14 ① 涩落と現在子供を教育する負担に耐えられないから ② 涩落上將来子供の教育、結婚の費用にかられないから ③ 妻の健康のため ④ 悪性その他妊娠出産に關係して病氣にかかるから ⑤ 子供を優先に育てたいから ⑥ 妊娠出産の苦痛から免れるため ⑦ 子供を養育する苦勞から免れるため(涩落上の理由を除く) ⑧ 修養の時間を得るため ⑨ 享樂の時間を得るため ⑩ 遺傳病の子供を産む心配があるから ⑪ 容色が悪くなるから ⑫ 風習上 ⑬ その他の	15 どんな避妊法(禁 欲を含む)を実行 していますか	16 あなたの避妊は成功 していると思いますか	17 避妊の知識はどく て得ましたか	18 避 妊 の 意 見	19 時間的に見て ① 連続的に ② 規則正しく ③ 無計画に	20 人工流産した人は その理由	21 ① 知らないから ② 面倒だから ③ 嫌いだから ④ 夫妻が何がどう不妊症 ⑤ 無関心 ⑥ 不必要 ⑦ 男の子がほしいから ⑧ 女の子がほしいから ⑨ 避妊器具薬品が入手困難 ⑩ 避妊器具薬品が高くて買えないから			
	22 将來避妊を実行したい と思ひますか。	夫 実行したい 実行したくない	妻 実行したい 実行したくない								
	23 より確実な方法を知 りたいですか。	夫 知りたい 知りたくない	妻 知りたい 知りたくない								
	24 費人の子供数は全部で何人 家庭内が適当と思ひますか。	夫 (男児) 名(女児) 名	妻 (男児) 名(女児) 名								
	記入上の注意 (イ) 記入事項は厳密の取扱をなし (ロ) 記入は統計作製以外の目的には絶対に使用 しませんからありのままを正確に記入して下さい。 (ウ) この調査は昭和22年7月10日現在で記入して下さい。 各欄とも該当するところ に○印をつけて下さい。 (エ) 農業者をなるべく詳しく記入して下さい。 農業者は地主、自作、自作兼小作、小作の区別を 記入して下さい。 (オ) 先夫または先妻の間に生れた子供は除いて下さい。 (ホ) 第十子以上ある方は貼紙をして記入 して下さい。 (ヘ) 14~18には避妊を実行しなかつた人は書かないで下さい。 (ト) 19には避妊を実行した(している)人 は書かないで下さい。										

8 結婚年月日

II 出産及び妊娠に關する調査事項

1 出産の順位

2 男女の別

3 出産年月日

4 生産、死産、流産、人工流産の別

5 死亡年月日

6 現在妊娠中なりや否や、妊娠中のものにつ
いては妊娠月數

III 避妊に關する調査事項

1 夫妻の生殖能力の有無

2 不妊手術又は性器のレントゲン照射を受け
たことの有無

3 避妊の實行の有無

4 避妊を實行せる理由(例示)

5 實行せる避妊方法

6 避妊の實行の程度

7 避妊を實行せる時期及びその期間
8 避妊方法の知識の有無
9 避妊の成否
10 避妊の希望の有無
11 避妊方法の知識の要求の有無
12 夫妻の養育すべき子供の數についての意見
13 現在妊娠中のものについては人工妊娠中絶
希望の有無及びその理由(例示)

(二) 臨地調査

I 身體調査

1 住所

2 氏名

3 男女の別

4 生年月日

5 一般身體検査

6 人類學的計測及び觀察

II 智能調査

厚生省官制並に分課規程の改正

厚生事務官
専任二人 二級

厚生技官

専任一人 二級

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

厚生省分課規定中改正

(昭和二十一年十二月二十六日
勅令第六百五十五號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條厚生事務官の部中「専任二百四十九人」を

「専任三百四十六人」に、「専任八百五十四人」を「専任

八百四十四人」に改める。

第二條 厚生省内臨時職員設置制の一部を次のように
改める。

第一條中「衛生局」を「公衆保健局、醫務局及豫防
局」に改める。

第三條第一項中「衛生局」を「醫務局」に改める。

第三條 社會事業其ノ他國民生活ノ保護ニ關スル事
務ニ從事セシムル爲厚生省ニ左ノ職員ヲ置キ社會
局ニ屬セシム

第十四條 病院課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 國立病院ニ關スル事項
二 厚生省醫務局出張所ノ業務指導ニ關スル事項
三 療養課ニ於テハ國立療養所ニ關スル事項
ヨ掌ル

第十五條 療養課ニ於テハ國立療養所ニ關スル事項
ニ關スル事項ヲ掌り之ヲ

第十六條 厚生省醫務局出張所ニ於テハ國立病院及
國立療養所ノ業務ノ指導ニ關スル事項ヲ掌り之ヲ

第四條第一項厚生事務官の部中「専任三十六人」を
「専任二十七人」に、「専任二十八人」を
「専任四十二人」に、「専任二十八人」を
「専任五人」に改める。

第六條 社會保險ニ關スル事務ニ從事セシムル爲厚
生省ニ左ノ職員ヲ置キ保險局ニ屬セシム

専任八人 三級